

◎挨拶

(会長挨拶)

(午前10時02分)

◎議事録署名委員指名

議長 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員の指名は、榛東村農業委員会総会運営規則第10条により、議長が指名することになっております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 それでは、7番、高橋裕君、8番、松下好君の2名を本日の議事録署名委員に指名いたします。

なお、会議書記には、事務局、志岐英代君を指名いたします。

◎議案第1号

議長 議題、議案第1号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第1号について説明申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

農用地利用集積計画の決定について。

榛東村長から令和4年10月31日付で別添の農用地利用集積計画の決定依頼があったので、農業委員会等に関する法律第6条第1項の規定により決定を求める。

令和4年11月10日提出。榛東村農業委員会会長。

以下、内容等につきましては、産業振興課、シキ課長補佐から説明いたします。

議長 それでは、志岐課長補佐、説明を求めます。

志岐課長補佐 産業振興課の志岐です。よろしく願いいたします。

今月上程いたしました農用地利用集積計画について説明いたします。

お手元の資料の2ページをお開きください。

今月の農用地利用集積計画は、新規案3件となっております。

1件目の計画でございます。利用権を設定する貸手は長岡の方。使用貸借の設定で、農地の所在は長岡字茅野1507番。現況地目は畑。面積は3,403平米となっております。借手は渋川市の方で、利用目的は普通畑利用。貸借期間は令和4年12月1日より5年間で、令和9年11月30日までとなっております。

2件目の計画でございます。利用権を設定する貸手は長岡の方。使用貸借の設定で、農地の所在は長岡字茅野1506番ほか2筆。現況地目は畑。面積は合計3,336平米となっております。借手は渋川市の方で、利用目的は普通畑利用。貸借期間は令和4年12月1日より5年間で、令和9年11月30日までとなっております。

3件目の計画でございます。利用権を設定する貸手は高崎市の方。使用貸借の設定で、農地の所在は広馬場字宮室983番1。現況地目は畑。面積は1,910平米となっております。借手は高崎市の方で、利用目的は普通畑利用。貸借期間は令和4年12月1日より10年間で、令和14年11月30日までとなっております。

なお、借手は高崎市で、新規就農者に認定されております。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、榛東村農業委員会の意見を求めます。

以上で説明を終了させていただきます。

議長 議案第1号について、事務局の説明が終わりました。

何か質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第1号 農用地利用集積計画の決定については原案のとおり決定することとします。

◎議案第2号

議長 次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

番号1について、事務局、説明願います。

事務局長 議案第2号、番号1について説明申し上げます。

議案書は6ページ、現地確認調書は2ページからとなります。

農地の所在は榛東村大字広馬場字上サ2617番10。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は225平米です。申請人の方は榛東村広馬場の方です。転用目的は一般住宅用地。施設等は一般住宅92.75平米となっております。転用理由につきましては、申請人は現在実家で間借り暮らしをしているが、子供の成長に伴い手狭となってきたため、将来のことを考え、申請地に自己住宅を建築したいとのこととございます。備考ですが、農振除外済み、農地区分は2種農地となっております。

以上で、議案第2号、番号1の説明を終わります。

議長 ただいま議案第2号、番号1の説明が事務局から終わりました。

何か皆さんから意見がございましたら、挙手にてお願いいたします。

6番、十河君。

十河委員 6番、十河です。

ただいまの事務局の説明に地元委員として少し付け加えさせていただきます。

場所は、八ノ海道の信号を北に向かって上っていきまして、13区コミセンを200メートルほど上って左に折れて、稲葉貯水池の手前の左側の桃畑になります。この現在所有者の桃畑の約4分の1のところにて宅地申請をしています。北側には公道で、裏は宅地で、その周りは畑です。宅地予定、もう3方向に擁壁をする予定で、雨水は自然浸透、下水は北側の公共下水に通す予定になっております。周辺にも悪い影響を与えることはないと思うので、地元委員としては許可相当と思いますので、皆様の審議、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長 ただいま地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

議案第2号、番号1について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第2号、番号1については原案のとおり許可相当といたします。

以上、議案第2号、番号1は許可相当として県知事に意見書を送付します。

◎議案第3号

議長 次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

番号1について、事務局、説明を求めます。

事務局。

事務局長 それでは、議案第3号、番号1について説明申し上げます。

議案書は7ページ、現地確認調書は6ページからとなります。

1筆目の農地の所在は榛東村大字山子田字釈迦堂1401番1。地目は登記簿、現況と

もに田。面積は1082平米です。2筆目の農地の所在は榛東村大字山子田字釈迦堂1401番2。地目は登記簿、現況ともに田。面積は1,166平米です。合計で田2筆、面積は2,248平米となっております。権利の種別は所有権移転、売買です。譲渡人は伊勢崎市の方です。譲受人は榛東村大字山子田の方です。転用目的につきましては、建売住宅用地8棟となっております。施設等につきましては、建売住宅51.61平米8棟となっております。転用理由につきましては、譲受人は現在不動産取引業を営んでいるが、申請地は交通の便及び日当たりがよく、小学校からも近いため居住地に適していることから、譲り受け、建売住宅用地として利用したい。譲渡人は譲受人の申出に応じ、申請地を譲渡するとのこと。備考ですが、農振は除外済み、農地区分は1種農地、宅地開発審議案件となっております。

以上で、議案第3号、番号1の説明を終わります。

議長 番号1について、事務局の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

12番、柳岡君。

柳岡委員 12番、農業委員、柳岡です。

ただいまの議案第3号、番号1の案件につきましては、事務局の説明のとおりでございます。少し付け加えて言いますと、場所は榛東村の行政区、4区のコミュニティセンターから南に直線で100メートルのところに位置しておる農地でございます。西、北、南と道路に面し、東側に農地が面しておりますが、この物件につきましては、擁壁、雨水等は道路側溝に、そして雑排水は公共下水に接続ということになっております。農地等に与える影響は少ないと思いますので、許可相当かと思っております。ご審議よろしくお願ひします。

議長 ただいま地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

12番、柳岡君。

柳岡委員 12番、農業委員、柳岡です。

この案件は、宅地開発委員会の案件になっておりますが、そちらの内容と説明をお願いしたいと思ひます。

議長 事務局。

事務局長 それでは、宅地開発案件ということで、各課からの指示事項、要望事項についてご報告いたします。

まず総務課から、近隣の防犯対策のため、防犯灯の設置を検討してください。走行車両の視認確保のため、カーブミラーの設置を検討してください。消防水利の設置を

検討してください。

次に、税務課、開発工事完成後の土地現況調査に協力してください。建物建設完成後は家屋調査に協力してください。

次に、住民生活課、工事に際し騒音規制法及び振動規制法に基づく特定建設作業一覧に該当する作業を行う場合は、当課に対し特定建設作業実施届出書を提出する必要があります。工事等に伴い排出される産業廃棄物及び事業系一般廃棄物は適切に直接処理してください。世帯数の増加等により、新規ごみステーションを設置する場合には、住民生活課までご相談ください。ごみステーションの設置位置については、収集業者及び地元住民の意見を尊重し、交通の妨げや事故、悪臭の苦情にならないよう設置してください。令和2年10月1日から、榛東村土砂等による埋立等の規制に関する条例が施行されました。土砂等の搬入を予定している場合は、事前に当課に相談してください。

次に、産業振興課、周辺農地に影響が出ないように作業をしてください。農地法許可申請に係る意見書の交付願を提出していない場合は、関係機関に提出してください。

次に、建設課ですが、雨水対策、定期的な除草、防火防災等の適正な開発地の管理をお願いします。雨水排水は開発地内に浸透枡を設け、オーバーフロー水のみ道路側溝に放流するようにしてください。工事車両等の路上駐車等により近隣から苦情が出ないようにしてください。開発区域と既存道路舗装との間の舗装を検討してください。開発区域内の道路に関しては寄附を受納しませんので、あらかじめご了承ください。

上下水道課、公共下水道の公共枡の取り出しに関して、西側擁壁設置以前に行いたいので、工程表について当課と事前協議をしてください。また、新たに公共枡の取り出しを行う場合は、区画ごとに受益者負担金が必要となります。浄化槽については、排水計画に沿って適切に設置してください。水道を引き込む場合は官民境界から1メートル以内に水道メーターを設置してください。車が通過する場所にメーターを設置する場合は鉄製のメーターボックスにしてください。その他工事の詳細については事前に上下水道課と協議してください。

教育委員会事務局から、申請地近隣には榛東村立北小学校の通学路として村道を利用する児童が多数いることから、申請地周辺の工事車両の通行及び申請地への工事車両の出入りについては十分注意してください。掘削時に土器、石器などの遺物が出土した場合は、遺跡の状況を確認し記録を行いますので、速やかに教育委員会文化財保護係までご連絡くださいとなっております。

以上です。

議 長 宅地開発委員会から以上のことが言われたわけですが、ほかに皆さんから意

見ございますか。よろしいですか。

(「はい」という声あり)

議 長 それでは、番号1について、採決を行います。

番号1について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、番号1は原案のとおり許可相当とします。

以上、番号1は許可相当として県知事に意見書を送付します。

続いて、番号2について、事務局、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 議案第3号、番号2について説明申し上げます。

議案書は7ページ、現地確認調書は9ページからとなります。

農地の所在は榛東村大字山子田字申府1773番1。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は280平米です。権利の種別は所有権移転売買です。譲渡人は伊勢崎市の方です。譲受人は榛東村大字山子田の方です。転用目的は建売住宅用地1棟です。施設等につきましては建売住宅93.16平米1棟となっております。転用理由につきましては、譲受人は現在不動産取引を営んでいるが、申請地は交通の便及び日当たりがよく、小学校から近いいため居住地に適していることから、譲り受けて建売住宅用地として利用したい。譲渡人は譲受人の申出に応じ申請地を譲渡するとのことです。備考ですが、農振は除外済み、農地区分は2種農地となっております。

以上で、議案第3号、番号2の説明を終わります。

議 長 番号2について、事務局の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

12番、柳岡君。

柳岡委員 12番、農業委員、柳岡です。

ただいまの議案第3号、番号2の案件につきまして、少し説明をつけたいと思いますので。

場所は現地確認調書の9ページから11ページを開いていただきまして、常将神社の北100メートルのところに位置しております。周りは、西に道路、南も道路です。そして東に宅地、農地がありますが、場所的に周りの農地等に与える影響等は少ないと思います。下水は公共下水に接続し、雨水等は自然浸透ということでございますので、周りに与える影響はないと思いますので、許可相当かと思っておりますので、審議のほうよろしくをお願いします。

議 長 ただいま地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号2について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、番号2は原案のとおり許可相当とします。

以上、番号2は許可相当として県知事に意見書を送付します。

続いて、番号3について、事務局、説明を求めます。

事務局。

事務局長 議案第3号、番号3について説明申し上げます。

議案書は7ページ、現地確認調書は12ページからとなります。

1筆目の農地の所在は榛東村大字新井字堂塚1860番2。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は131平米です。2筆目の農地の所在は榛東村大字新井字堂塚1861番2。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は360平米です。合計で畑2筆、面積は491平米となっております。権利の種別は所有権移転売買です。譲渡人は榛東村大字新井の方です。譲受人は高崎市の方です。転用目的は分譲住宅用地。施設等につきましては分譲住宅用地2区画となっております。転用理由につきましては、譲受人は現在不動産業を営んでいるが、申請地は日当たりがよく小学校も近いなど、住宅地として需要が高く見込まれるため、譲り受けて住宅用地として分譲したい。譲渡人は譲受人の申出に応じ申請地を譲渡する。備考ですが、申請地は用途地域内、農地区分は3種農地となっております。

以上で、議案第3号、番号3の説明を終わります。

議 長 番号3について、事務局からの説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

推進委員4番、小山君。

小山委員 推進委員4番の小山でございます。

ただいまの議案第3号、3番の案件につきましては、事務局の説明のとおりでございますけれども、周辺状況について若干、地元委員として補足説明をさせていただきたいと思っております。

現地調書の12ページ、13、14ページをお開き願いたいと思っております。

まず申請地につきましては、新井の信号を前橋方面、500メートルほど下ると道路南側に行政書士事務所がございます。その事務所の脇を南に入っただいて、L字型に200メートルほど入ったところでございます。申請地の南側、東側につきまして

は村道、西側、北側につきましては住宅というようなことで、住宅、道路に囲まれた農地というような形でございます。

今回の申請内容につきましては、先ほど説明があったとおり住宅用地ということで、分譲用地2区画というようにございます。そういった形で、宅地が建った場合につきましては、生活雑排水につきましては東側の公共下水に流す、また雨水については自然浸透、また道路との境に側溝があるというようなことで、周辺農地に与える影響についてはないというようなことでございますので、地元委員といたしますと、許可相当ということでございますので、よろしく皆様のご審議のほどお願いをしたいと思います。

以上でございます。

議長 ただいま地元の委員さんから許可相当との説明がありました。
ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号3について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、番号3は原案のとおり許可相当とします。

以上、番号3は許可相当として県知事に意見書を送付します。

続いて、番号4について、事務局、説明を求めます。

事務局。

事務局長 議案第3号、番号4について説明申し上げます。

議案書は8ページ、現地確認調書は15ページからとなります。

農地の所在は榛東村大字新井字桃泉3420番2。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は310平米です。権利の種別は使用貸借です。貸付人は渋川の方です。借受人も渋川の方です。転用目的については倉庫用地となっております。施設等については倉庫59.62平米で、既存施設を利用するそうです。転用理由につきましては、借受人は渋川市で洋裁工房を営んでいるが、規模拡張に伴い、資材の保管場所が不足しているため、親が所有する申請地の条桑小屋を回収して倉庫として利用したい。貸付人は借受人である娘の申出を受け、申請地を貸与することです。備考ですが、申請地は農振除外済み、農地区分は2種農地となっております。

以上で、議案第3号、番号4の説明を終わります。

議長 番号4について、事務局からの説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

8番、松下君。

松下委員 8番、農業委員の松下です。

事務局の説明のとおりでございますが、申請地につきまして若干の補足説明をさせていただきます。

現地確認調書の15ページからをご覧ください。

場所は12区コミセンの南側、直線距離にして60メートルに位置します。そして、この土地の北側は宅地です。東側に農地が残ります。南も農地で、西に道路となっております。この既存の倉庫はもう何十年もたっておりまして、その土地も、当時からそのような利用をされておったところと推察します。雨水につきましては自然浸透というところでございますが、既存の施設利用ということでございますので、私としては問題ないと思っておりますので、よろしくご審議をお願いします。

議 長 ただいま地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号4について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、番号4は原案のとおり許可相当とします。

以上、番号4は許可相当として県知事に意見書を送付します。

ここで暫時休憩なんで、45分までちょっと休憩いたします。

(休憩 午前10時37分)

(再開 午前10時45分)

◎報告事項

◎その他

◎閉会

(午前11時12分)